

令和5年度ちば地域課題解決実証プロジェクト補助金募集要領 改定表

改定日	改訂箇所	改定内容	改定前	改定後
令和5年3月30日	3 応募 (3) 応募方法 (4 ページ)	ちば電子申請サービスの URL と QR コードを追記しました。	/	/
令和5年3月30日	<用語説明> ※3 その他法人 (8 ページ)	特定非営利活動法人の常時使用する従業員数の要件を、交付要綱第2条第6項第2号に合わせて追記しました。	一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人、社会福祉法人、 <u>特定非営利活動法人(NPO 法人)</u> であって、常時使用する従業員の数が 300 人以下の法人。	一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人、社会福祉法人であって、常時使用する従業員の数 <u>が 300 人以下の法人、又は特定非営利活動法人(NPO 法人) であって、常時使用する従業員の数 <u>が 300 人（小売業を営む者にあつては 50 人、卸売業又はサービス業を営む者にあつては 100 人）以下の法人</u></u>
令和5年4月10日	2 事業の内容 (6) 対象経費 (3 ページ)	補助事業によって生じた収入の取扱いを追記しました。		<u>・補助事業によって生じた収入は対象経費から差し引いていただきます。</u>